

患者さんの権利

〈患者さんの権利〉

1. 良質な医療を受ける権利
差別されることなく、良質で最善の医療を公平に受ける権利があります。
2. 選択の自由・自己決定の権利
治療方法やケアの内容などを自らの意思で選択し、決定する権利があります。
3. 情報に対する権利
自己に対する情報が提供されること、判断に必要な医学的な情報が提供されることセカンドオピニオンが受けられることなど病気や治療について、ご納得できるまで十分な説明と情報提供を受ける権利があります。
(ただし、病状への悪影響や記録に含まれる第三者についての秘密漏えいの恐れがあると判断される場合は提供されないこともあります)
4. 守秘義務に対する権利
個人情報やプライバシーが守られる権利があります。
5. 尊厳に対する権利
一人の人間としての尊厳を保ち、その人格や価値観などを尊重される権利があります。
6. 宗教的支援に対する権利
患者は、信仰する宗教の聖職者による支援を含む、精神的、道徳的慰問を受けるか受けないか決める権利があります
7. 他の意見を聞く権利
診断や治療について、他の医師の意見を聞くことができます。

〈受診される方やご家族の責務〉

1. 良質な医療が受けられるよう、健康に関すると思われる情報を医療提供者に対し、正確に伝えてください。
2. いかなる理由があろうとも他の患者様や医療従事者への暴言・暴力行為は許されることはありません。社会人として節度のある行動を望みます。
3. 診療に要する費用について、説明を受けることができるとともに、医療費を適正に支払う責務があります。

